

平成 15 年労働基準法の一部改正（※）における検討規定

労働基準法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 104 号)(抄)

附 則

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法第十四条の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※ 有期労働契約の期間の上限の延長、解雇に係る規定の整備等を措置。